

カーボン・クレジット市場利用規約
補助規則

2026年3月

株式会社東京証券取引所

(目的)

第1条 このカーボン・クレジット市場利用規約補助規則（以下「本補助規則」という。）は、カーボン・クレジット市場利用規約（以下「本規約」という。）に基づき、当取引所が定める事項について規定する。

(売買及び決済状況の監理)

第2条 当取引所は、本規約第2条第2項に規定する監理のため、次の各号に掲げる行為について確認を行うものとする。

- (1) 同一参加者が、カーボン・クレジット（本規約第2条の2第1号に規定するカーボン・クレジットをいう。以下同じ。）の権利の移転を目的とせず、本規約第27条に規定する売買の区分が同一のカーボン・クレジットについて同時期に同価格で売りと買いの注文を発注して売買をする行為
- (2) 複数の参加者が、あらかじめ通謀し、本規約第27条に規定する売買の区分が同一のカーボン・クレジットについて、反復継続して、ある参加者の売付け又は買付けと同時に同価格で別の参加者が買付け又は売り付ける行為
- (3) 注文数量の多い呼値を行った後に当取引所が定める基準を超えて当該注文の取消し、又は注文数量を減少させる変更を行う行為
- (4) その他、公正な価格形成及び円滑な決済確保の観点から確認が必要であると当取引所が認める行為

(登録の要件)

第3条 本規約第7条第5号に規定する当取引所が定める要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該申込者名義の預貯金口座を開設していること
- (2) 当該申込者名義のクレジット口座（本規約第2条の2第3号に規定するクレジット口座をいう。以下同じ。）を開設していること
- (3) 適格請求書発行事業者（消費税法第2条第1項第7号の2に定める適格請求書発行事業者をいう。以下同じ。）であること

2 前項第2号に定めるクレジット口座は、指定クレジット（本規約第2条の2第6号に規定する指定クレジットをいう。以下同じ。）に係るものとする。

(登録の申込みの添付書類)

第4条 本規約第8条第1項に規定する添付書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、政府、地方公共団体、当取引所上場会社、当取引所取引参加者、株式会社大阪取引所の取引参加者、株式会社東京商品取引所の取引参加者及び株式会社日本証券クリアリ

ング機構の清算参加者は第1号及び第2号に掲げる書類の提出を免除する。

- (1) 会社概要
- (2) 財務書類（貸借対照表、損益計算書等）
- (3) 預貯金口座及びクレジット口座情報
- (4) クレジット口座を有することを証する書面
- (5) 適格請求書発行事業者であることを証する書面
- (6) 担当者連絡先一覧

2 申込者は、申込みにあたり、本市場における決済に利用する当該申込者名義の預貯金口座及びクレジット口座を、指定クレジットごとにそれぞれ一つ指定しなければならない。ただし、当取引所が認めた場合には、この限りではない。

（登録料の納入）

第5条 本規約第9条第1項に規定する登録料は、当分の間は無料とする。

（市場参加に関する料金の納入）

第6条 本規約第10条に規定する市場参加に関する料金は、基本料、売買手数料及び決済手数料とし、当分の間は無料とする。

（参加者保証金の預託）

第7条 本規約第11条第1項に規定する参加者保証金は、当分の間は不要とする。

（指定クレジットに係る変更）

第7条の2 本規約第12条第2項の規定による指定クレジットの変更が指定クレジットの追加である場合には、参加者は、追加する指定クレジットに係るクレジット口座を開設していなければならない。

2 前項に規定する場合には、参加者は、指定クレジット変更申請書に当該カーボン・クレジットに係る第4条第1項第3号及び第4号に規定する書面を添付しなければならない。

3 指定クレジットの変更の効力発生日は、指定クレジット変更申請書及びその添付書類を当取引所が確認の上、当取引所が定める。

（売買の時間）

第8条 本規約第20条に規定する当取引所が定める売買の時間は、次の各号に掲げる売買の対象の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) J-クレジット（本規約第2条の2第4号に規定するJ-クレジットをいう。以下同じ。）

- 午前11時30分及び午後3時00分
(2) 超過削減枠(本規約第2条の2第5号に規定する超過削減枠をいう。以下同じ。)
午後3時00分

(注文受付時間)

第9条 本規約第21条に規定する当取引所が定める注文受付時間は、次の各号に掲げる売買の対象の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) J-クレジット

午前8時00分から午前11時29分まで及び午後0時30分から午後2時59分まで

(2) 超過削減枠

午前8時00分から午後2時59分まで

(超過削減枠に係る売買立会を行う日)

第9条の2 本規約第24条の2に規定する当取引所が定める日は、令和7年11月7日から令和7年12月26日までの毎週金曜日とする。

(売買の区分)

第10条 本規約第27条に規定する売買の区分は、別表1のとおりとする。

(基準値段)

第11条 本規約第28条第2項に規定する当取引所が定める基準値段(以下「基準値段」という。)は、次の各号に掲げる立会の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) J-クレジット

a 一の日における最初の立会

(a) 前日に約定が成立した売買の区分については、前日の最終約定値段

(b) 前日に約定が成立しなかった売買の区分については、前日の基準値段

(c) (a)及び前(b)で定める値段が適当でないと当取引所が認めた場合は、当取引所が適当と認めた値段

b 一の日における2回目以降の立会

(a) 同一日内の直前の立会で約定が成立した売買の区分については、当該直前の立会における約定値段

(b) 同一日内の直前の立会で約定が成立しなかった売買の区分については、当該直前の立会における基準値段

(c) (a)及び前(b)で定める値段が適当でないと当取引所が認めた場合は、当取引所が適当と認めた値段

(2) 超過削減枠

- a 直前の立会で約定が成立した売買の区分については、当該直前の立会における約定値段
- b 直前の立会で約定が成立しなかった売買の区分については、当該直前の立会における基準値段
- c a及び前bで定める値段が適当でないとき当取引所が認めた場合は、当取引所が適当と認めた値段

(呼値の効力)

第11条の2 呼値は、当日の売買立会終了時に効力を失うものとする。ただし、参加者が呼値の有効期間を指定した場合は、当該有効期間が満了する日の売買立会終了時に、呼値は効力を失うものとする。

2 前項に規定する呼値の有効期間は、呼値を行った日又は呼値の有効期間を変更した日から起算して30日間（休業日、臨時休業日及び臨時休場日を除外する。以下、日数計算について同じ。）を限度として指定することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に定める事項に該当する場合、呼値は効力を失うものとする。

(1) 呼値を行った参加者が、当該呼値を取り消した場合

(2) 当該呼値の値段が、本規約第31条に規定する呼値の制限値幅の下限よりも低い値段又は同条に規定する呼値の制限値幅の上限よりも高い値段となった場合

4 第1項及び前項に規定するほか、当取引所は、当取引所が必要と認める場合、呼値の効力を失わせることができる。

(呼値の単位及び売買の単位)

第12条 本規約第30条に規定する本市場における呼値の単位は1円とし、売買単位は1t-CO₂とする。

(呼値の制限値幅)

第13条 本規約第31条に規定する当取引所が定める値幅の限度は、基準値段から制限値幅を減じて得た値段を下限とし、基準値段に制限値幅を加えて得た値段を上限とする。この場合において、基準値段に制限値幅を減じて得た数値について、当該値段における呼値の単位に満たない端数があるときは、これを切り上げ、基準値段に制限値幅を加えて得た数値について、当該値段における呼値の単位に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項に規定する制限値幅は、基準値段の上下90%とする。

(媒介者交付特例に基づく適格請求書等の交付)

第14条 当取引所は、本規約第4章に規定する決済を行う際には、媒介者交付特例（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第70条の12に定める媒介者等による適格請求書等の交付の特例をいう。）に基づき、適格請求書発行事業者に代わり、当取引所が次の各号に掲げる請求書等を交付するものとする。

(1) 買い方参加者に対して当取引所の名称及び登録番号等を記載した適格請求書

(2) 売り方参加者に対して前号の適格請求書から買い方参加者情報の記載を省略した精算書

2 当取引所は、適格請求書又は精算書の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項に係る電磁的記録（消費税法第30条第9項に規定する電磁的記録をいう。）を提供することができる。

3 当取引所は、適格請求書及び精算書の交付にあたっては、ウイングアーク1st株式会社の「invoiceAgent」を利用して交付する。参加者は、「invoiceAgent」を利用する際は、同社が定める利用方法を遵守しなければならない。

4 前3項のほか、適格請求書等に関し必要な事項については、当取引所が定める。

(移転用クレジット認証番号の過誤等に係る申告時限)

第15条 本規約第36条第1項及び第36条の2に規定する申告は、決済日の前々日の午後1時00分までに当取引所に対して行わなければならない。

(約定値段等の公表)

第16条 本規約第51条に規定する約定値段等の公表は、以下の各号に定める方法により行うものとする。

(1) 当取引所のウェブサイトでの公表

一の日における立会において成立した約定値段及び売買高を売買の区分ごとに、当取引所のウェブサイト上に公表する方法により行うものとする。

(2) 本システムでの公表

売買の区分ごとの注文状況、立会ごとの全ての約定値段及び売買高を参加者に対し、本システム上に公表する方法により行うものとする。

(本補助規則の変更)

第17条 当取引所は、必要があると認めた場合、本補助規則を変更することができる。この場合において、参加者は変更後の本補助規則に従うものとする。

2 当取引所は、事前に、本補助規則を変更する旨及び変更後の規約の内容並びにその効力発生時期を、書面若しくは電磁的方法により通知し、又はインターネットの利用その他の適切な方法により周知を行うものとする。

付則

本補助規則は、令和5年10月2日以降の当取引所が定める日に施行する。

付則

- 1 本改正規則は、令和6年3月25日に施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、本システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和6年3月25日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日後の当取引所が定める日から施行する。

付則

- 1 この改正規定は、令和6年4月8日に施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、本システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和6年4月8日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日後の当取引所が定める日から施行する。

付則

- 1 この改正規定は、令和6年11月1日に施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、本システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和6年11月1日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日後の当取引所が定める日から施行する。

付則

- 1 この改正規定は、令和7年1月6日に施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、本システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和7年1月6日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日後の当取引所が定める日から施行する。

付則

- 1 この改正規定は、令和7年7月28日に施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、本システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和7年7月28日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日後の当取引所が定める日から施行する。

付則

- 1 この改正規定は、令和7年11月7日に施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、本システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和7年11月7日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日後の当取引所が定める日から施行する。

付則

- 1 この改正規定は、令和8年3月18日に施行する。

2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、本システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和8年3月18日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日後の当取引所が定める日から施行する。

別表1 売買の区分に関する表

| 第一階層 | 第二階層 | 第三階層 | 概要 |
|---------|---------------|---------|--|
| 制度 | 大分類 | 小分類 | |
| J-クレジット | 省エネルギー | (指定しない) | 移転用クレジット認証番号の1桁目が1から始まり、J-クレジット制度で定める省エネルギーの方法論のみを用いて認証されたJ-クレジットのうちモニタリング報告書(注1)において省エネ量(k1)のみが正の数であるJ-クレジットからなる区分をいう。 |
| | 再生可能エネルギー(電力) | (指定しない) | 移転用クレジット認証番号の1桁目が1から始まり、J-クレジット制度で定める再生可能エネルギーの方法論(「バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替」の方法論を除く。)のみを用いて認証されたJ-クレジットのうちモニタリング報告書において再エネ量(電力)(MWh)のみが正の数であるものからなる区分をいう。 |

| | | | |
|--|-----------------------|---------|--|
| | 再生可能エネルギー（電力：木質バイオマス） | (指定しない) | 移転用クレジット認証番号の1桁目が1から始まり、J-クレジット制度で定める再生可能エネルギーの方法論（「バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替」の方法論に限る。）のみを用いて認証されたJ-クレジットのうちモニタリング報告書において再エネ量（電力）(MWh)のみが正の数であるものからなる区分をいう。 |
| | 再生可能エネルギー（熱） | (指定しない) | 移転用クレジット認証番号の1桁目が1から始まり、J-クレジット制度で定める再生可能エネルギーの方法論のみを用いて認証されたJ-クレジットのうちモニタリング報告書において再エネ量(熱)(GJ)のみが正の数であるものからなる区分をいう。 |
| | 再生可能エネルギー（電力・熱混合） | (指定しない) | 移転用クレジット認証番号の1桁目が1から始まり、J-クレジット制度で定める再生可能エネルギーの方法論のみを用いて認証されたJ-ク |

| | | | |
|--|----|---------|---|
| | | | <p>レジットのうちモニタリング報告書において次の各号に掲げる数値のいずれか二以上が正の数であるものからなる区分をいう。</p> <p>(1) 「バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替」以外の方法論のみを用いて認証された J-クレジットのうち再エネ量(電力)(MWh)</p> <p>(2) 「バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替」の方法論のみを用いて認証された J-クレジットのうち再エネ量(電力)(MWh)</p> <p>(3) 再エネ量(熱)(GJ)</p> |
| | 森林 | (指定しない) | <p>移転用クレジット認証番号の1桁目が1から始まり、J-クレジット制度で定める森林の方法論のみを</p> |

| | | | |
|-----------------|---------------|---------|--|
| | | | 用いて認証された J-クレジットからなる区分をいう。 |
| | 農業 (中干し期間の延長) | (指定しない) | 移転用クレジット認証番号の 1 桁目が 1 から始まり、J-クレジット制度で定める農業の方法論 (「水稲栽培における中干し期間の延長」の方法論に限る。) のみを用いて認証された J-クレジットからなる区分をいう。 |
| | 農業 (バイオ炭) | (指定しない) | 移転用クレジット認証番号の 1 桁目が 1 から始まり、J-クレジット制度で定める農業の方法論 (「バイオ炭の農地施用」の方法論に限る。) のみを用いて認証された J-クレジットからなる区分をいう。 |
| | その他 | (指定しない) | 移転用クレジット認証番号の 1 桁目が 1 から始まり、上記のいずれにもあてはまらない J-クレジットからなる区分をいう。 |
| 国内クレジット制度からの移行型 | 国内クレジット | (指定しない) | 移転用クレジット認証番号の 1 桁目が 2 から始まる J-クレジットからなる区分をいう。 |
| J-VER 制度からの移行型 | J-VER (森林) | (指定しない) | 移転用クレジット認証番号の 1 桁目が 3 から始まり、J-VE |

| | | | |
|---|-----------------|---------|--|
| | | | R制度で定める森林の方法論のみを用いて認証されたJークレジットからなる区分をいう。 |
| | J-VER (その他) | (指定しない) | 移転用クレジット認証番号の1桁目が3から始まり、上記にあてはまらないJークレジットからなる区分をいう。 |
| 地域版Jークレジット、J-VER (未移行)、地域版J-VER (未移行)、国内クレジット (未移行) | 地域版クレジット | (指定しない) | 移転用クレジット認証番号の1桁目が4から始まるJークレジットからなる区分をいう。 |
| | J-VER (未移行) 森林 | (指定しない) | 移転用クレジット認証番号の1桁目が0から始まり、J-VER制度で定める森林吸収方法論のみを用いて認証されたJークレジットからなる区分をいう。 |
| | J-VER (未移行) その他 | (指定しない) | 移転用クレジット認証番号の1桁目が0から始まり、上記にあてはまらないJークレジットからなる区分をいう。 |
| | 地域版J-VER (未移行) | (指定しない) | 移転用クレジット認証番号の1桁目が9から始まるJークレジットからなる区分をいう。 |
| | 国内クレジット (未移行) | (指定しない) | 移転用クレジット認証番号の1桁目が8から始まるJークレ |

| | | | |
|-------|---------|---------|--|
| | | | ジットからなる区分をいう。 |
| 超過削減枠 | (指定しない) | (指定しない) | G Xリーグ事務局が定めるG Xリーグ規程第3条に規定する超過削減枠をいう。 |

(注1) モニタリング報告書とは、J-クレジット制度における各クレジットにおけるモニタリング報告書を指す。